

藤沢市指定重要文化財の指定について

次の無形民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に指定する

2014年（平成26年）10月1日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

指定物件

区分	無形文化財
文化財の種類	無形民俗文化財
名称	遠藤焼米つき唄・臼ひき唄
数量	1件
保存団体の住所・氏名	遠藤農作業唄保存会（わかやぎ会）
指定物件の概要	遠藤地区の農作業に伴う伝統的な唄

提案理由

この議案を提出したのは、本物件の民俗的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

市指定重要文化財候補「遠藤焼米つき唄・臼ひき唄」について

1. 「焼米つき唄」について

農作業にともなう労働唄の一つで、神奈川県と東京都の南部に限定される。昭和53年に「かながわの歌50選」選定。唄の拍数と焼米を搗く拍数が異なるため習得が難しく、地域ごとに伝えられてきたため、それぞれ調子・歌詞が異なる。

茅ヶ崎市が芹沢地区で市指定重要無形文化財に指定しているが、隣接する遠藤地区の焼米つき唄と同じ系統である。

5月中旬頃、余った粳を蒸して煎り、臼に入れ三本の杵で搗く際に、搗く調子をそろえるために唄う唄。特に若い娘のいる家に若者が集い、男女交流の一つとして行われた。

搗きあげた米は、大豆（煎って皮を除いたもの）を混ぜて神供えしたり、間食とした。

2. 遠藤地区での指定について

遠藤地区では、戦後途絶えたが、昭和37年頃から芸能として復活し、昭和39年の「第1回神奈川県民俗芸能大会」で地区外に広く紹介された。

現在は、「わかやぎ会」（遠藤農作業唄保存会、会員15名）を中心に継承され、遠藤公民館を中心に月一回の定例的練習会を開催し、関連する「臼ひき唄」とともに農作業の再現に努めている。

遠藤地区の農作業唄として、古い形態を今に残しているが、今後継承するためにも、市の文化財として指定をして、保存と普及、継承者の育成をはかりたい、

【参考】藤沢市内の、県・市指定民俗芸能

県	江の島囃子	江の島囃子連合会	平成13. 2. 13
県	相模のささら踊り	葛原芸能保存会 遠藤民俗芸能保存会	平成20. 2. 5 (旧市指定)
市	西富ばやし	西富町ばやし保存会	昭和45. 11. 21
市	川名屋台ばやし	川名屋台ばやし保存会	昭和51. 4. 15
市	藤沢とび職木遣	藤沢とび職組合連合会木遣保存会	昭和51. 4. 15
市	片瀬餅つき唄	片瀬餅つき唄保存会	昭和51. 4. 15
市	湯立神楽	藤沢湯立神楽保存会	平成 8. 3. 1
市	下土棚祭ばやし	下土棚白山神社獅子舞保存会	平成12. 7. 7